

番号	ご意見・情報（概略）	回答
1	<p>以下の食品の残留基準案は作物残留試験成績よりも高く設定されているため、再考すべきである。だいこん類の葉、きょうな、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、レタス、にら、わけぎ、その他ゆり科野菜、セロリ、トマト</p> <p>ピーマン、きゅうり、その他うり科野菜</p> <p>ほうれんそう、たけのこ、えだまめ、その他の野菜、なつみかんの果実全体、その他のかんきつ類果実、かぼす、ネクタリン、あんず、うめ、おうとう、ぶどう、その他の果実茶、みかんの果皮、その他のハーブについて。</p>	<p>ご指摘いただいた食品については、基準値の設定に当たって海外での作物残留試験成績及び諸外国での基準値の設定状況を踏まえ、設定を行ったものです。</p> <p>また、国民平均、高齢者、妊婦及び幼児の平均的な食生活を考慮した暴露評価を行いADIの範囲内に収まることを確認しております。</p>
2	<p>アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他きく科野菜、パセリ、その他せり科野菜、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のスパイスについて、クロチアニジンの残留試験データが明確でなくアメリカのチアメトキサム由来の基準が参照にされている。2ppmを超える基準を設定すべきでない。</p>	<p>ご指摘いただいた食品については、基準値の設定に当たって海外での作物残留試験成績及び諸外国での基準値の設定状況を踏まえ、設定を行ったものです。</p> <p>また、国民平均、高齢者、妊婦及び幼児の平均的な食生活を考慮した暴露評価を行いADIの範囲内に収まることを確認しております。</p>
3	<p>チアメトキサム由来のクロチアニジンが検出されるため、チアメトキサムをクロチアニジン含量に換算したものと及びクロチアニジンの和としての基準を検討すべきである。その際、両成分の残留基準のうち低いものを採用すべきである。</p> <p>だいこん類の葉、きょうな、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、レタス、その他きく科野菜、にら、わけぎ、その他ゆり科野菜、パセリ、セロリ、その他せり科野菜、トマト、ピーマン、きゅうり、その他うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、えだまめ、その他野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、ネクタリン、あんず、うめ、おうとう、ぶどう、その他の果実、茶、みかんの果皮、その他のスパイス、その他のハーブ。</p>	<p>ご指摘の基準値設定対象につきましては、一部の食品を除き、クロチアニジン残留はチアメトキサムより少ないこと、内閣府食品安全委員会に依頼した食品健康影響評価の結果によると、クロチアニジンのADIはチアメトキサムより高く、毒性が5倍程度弱いことから、チアメトキサムはチアメトキサムとして規制することと判断したところです。</p> <p>その上で、チアメトキサム由来のクロチアニジンについては、クロチアニジンの使用によるクロチアニジンの残留量と併せて考慮し、クロチアニジンとしての基準値を設定いたしましたので、両成分とも適切な規制がなされるものと解しております。</p>

4	<p>話題になっていますミツバチの大量死につて、クロチアジニン粉剤のドリフトでミツバチのみならずとんぼ、セミなどがいなくなっています。農薬抄録見ますとWHOにも届けが出ていないようです。その他の農薬は、ミツバチ試験が届けられています。クロチアジニンは、掲載されていません。フランスでは、禁止されていると聞いています。一昨年、昨年と死んだミツバチを分析していただいたところ、0.0079ppmで致死量0.0038ppmの倍の数字が検出されました。できましたら実態調査をして頂けないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の点につきましては農林水産省に連絡させていただきます。</p>
---	---	---------------------------------------